平成２６年（フ）第１６号
和歌山県新宮市蓬莱３丁目11番６号
債務者　芝　きよみ
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第４４号
鳥取県鳥取市古海627番地３　レオパレスＷｅｓｔＣｏｕｒｔⅡ106号
債務者　真弓衣梨奈
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０１号
鳥取県鳥取市吉成97番地18
債務者　上野　裕子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６号
島根県益田市下本郷町975番地１
債務者　岡　　晶子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第１３５号
山口県下関市阿弥陀寺町２番９―201号　第２フラワーハイツ
債務者　居酒屋ななしこと　入江　健一
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
大分市小佐井１丁目５番７―２号　ガーデンハウス花みずきＤ棟
債務者　向野　浩二
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７８号
大分市大字永興57番地　エステートハイツ211
債務者　稲垣　里美
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７２号
鹿児島県霧島市国分新町1565番地８　プレジール春201
債務者　白石真由美
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１３０３号
名古屋市守山区小幡２丁目11番20号　ウサミコーポ103号
債務者　池野　　準
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４３５号
名古屋市中川区東中島町２丁目１番地　市営中島荘２棟1003号
債務者　吉田　里奈
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３９号
佐賀市神野東１丁目６番22号　小林アパート104号
債務者　とも助こと　石井　知宣
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４１号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田629番地２　ファミールハイツＢ―201号
債務者　野口　直樹（旧姓西澤）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５５号
佐賀県鳥栖市弥生が丘６丁目205番地３
債務者　米田ちはる
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
神奈川県横須賀市汐入町５丁目49番地
債務者　岡本　良一
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１８８号
広島県福山市沼隈町大字常石375番地２
債務者　大塚美佐子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１９９号
広島県福山市千代田町２丁目14番29号　Ａ―101
債務者　藤原　晴孝
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１１７号
青森県弘前市大字取上５丁目16番地２　丸哲荘２―１号
債務者　安田　協子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
青森地方裁判所弘前支部